

3 これからの学校における喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育

調査の結果を踏まえ、防止教育の基本方針を示すとともに、学校における具体的な取り組み内容と考えられる手だてを示します。各学校の実情に応じて、創意工夫を生かした防止教育を推進することが大切です。

防止教育の基本方針

喫煙、飲酒、薬物乱用に関する正しい知識の習得と「乱用は絶対に許さない」という意識の高揚及び断る勇気の大切さや、自分自身を大切にする「こころの醸成」を図るため、学校、家庭、地域社会が連携し、学校全体で組織的に、児童生徒の発達の段階に応じた計画的・継続的な取り組みを推進する。

学校における具体的な取り組み

1 児童生徒に対する指導の充実

(1) 教科等指導の充実

学習指導要領の改訂を踏まえ指導内容を見直すとともに、学習指導方法や教材の開発により指導の充実を図る。

- ☐ 知識の確実な習得のための聴覚教材の活用や繰り返し学習等
- ☐ 思考力・判断力等の育成のための知識を活用する学習活動の導入
(ディスカッション、ブレインストーミング、実習、実験、課題学習など)

(2) 薬物乱用防止教室の開催

現在実施している内容の見直し・改善を図り、中・高等学校は年1回以上開催する。また、小学校においても積極的に開催する。

- ☐ 専門家の外部講師を活用した、より実践的な内容の指導
- ☐ 教科、特別活動、道徳等と関連させた効果的な指導

2 教員に対する指導・研修の充実

児童生徒に正しい知識と的確な判断力を身に付けさせるため、研修、研究を通して教員の指導力の向上を図る。

- ☐ 学校の研修計画に位置付けた校内研修の実施（学校医、学校薬剤師等の活用）
- ☐ 校外での講演会や研修講座等への積極的な参加

3 学校・家庭・地域の連携

保護者の意識啓発や地域の教育資源の活用など、学校・家庭・地域が一体となって防止教育を推進する。

- ☐ 保護者への意識啓発を図るための「保健だより」等の配付や講演会等の実施
- ☐ PTA 団体と連携した講演会、街頭キャンペーン等による啓発活動
- ☐ 学校医や学校薬剤師等の協力による学校保健委員会の開催
- ☐ 相談センターや保健福祉事務所、医療機関等の専門機関の活用